

# 自己点検・評価書 令和元年度年次レポートについて（総括）

令和3年3月1日

自己評価委員会

## はじめに

学校教育法第109条に定められ、大学の教育研究水準の向上を目的として、教育研究活動について自ら点検及び評価を行う「自己点検・評価」は、本学においては、7年以内ごとに受審する大学機関別認証評価（以下、「認証評価」と言う。）に資するよう、本学独自の項目を策定した上で、認証評価受審前々年度に各担当責任者（副学長、学類長等）の下行い、認証評価と密接に関連していたところである。令和元年度より、認証評価制度の大幅な見直しが行なわれたことを機に、本学でも自己点検・評価制度の見直しを図り、自己点検・評価実施項目については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」と言う。）の認証評価基準を活用することとし（研究活動・地域貢献については本学独自の項目）、自己点検・評価対象期間については、本学の教育研究活動等の1年間の振り返り及び毎年度のモニタリング、認証評価エビデンス等蓄積の意味も兼ねて、令和元年度より毎年度行うこととした。併せて、経営協議会の機会に、本学について広くかつ高い識見を有する経営協議会学外委員から年次レポートについての意見を聴取することで、従来自己点検・評価の翌年に行っていた外部評価に代えることとした。聴取した意見は学内にフィードバックすることで、業務改善の検討に資している。さらに、認証評価基準を活用した本学の自己点検・評価の結果を「年次レポート」として本学HP上で公表することにより、学外のステークホルダーへ本学の取組を発信している。

本学の取組について、認証評価基準を活用し、自己点検・評価を行った年次レポート制度も2年目を迎えたところである。今後、教育研究活動の一層の向上を図るため、本学の取組の自己点検・評価について、今年度から以下のとおり実施結果等を報告する。

## I. 年次レポートの概要

### 1. 年次レポートの趣旨・目的

令和2年度に制定した「福島大学における自己点検・評価の基本方針」（以下、「基本方針」という。）より、「趣旨・目的」を以下に記す。本学の諸活動についての自己点検・評価結果により、改善を進めていくことで、本学の活動の発展・向上が促進され、本学の使命を果たすこととなる。

#### ○本学の自己点検・評価の趣旨・目的

本学は、創立以来、福島の地から教育、産業、行政等幅広い分野へ専門的人材を輩出しており、地域に存在感と信頼感ある高等教育機関として重要な役割を担い、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興活動により地域に寄与するなど、自由・自治・自立の精神に基づいた文理融合の教育研究体制を確立し、教育重視の人材育成大学としての使命を果たしている。この使命のもと、本学の活動の発展・向上を図るためには、学校教育法第109条第1項に基づき、本学の諸活動について自ら行う点検・評価及びそれに基づいた改善が必要である。

## 2. 年次レポートの実施内容

「基本方針」の下定められた「福島大学における自己点検・評価の運用方針」（以下、「運用方針」という。）より、評価単位（実施対象）、実施形式・スケジュール、実施体制と項目、記載内容を以下に記す。

### 1 評価単位（実施対象）

自己点検・評価の対象とする単位は、各理事・副学長が所掌する課・室、学類、環境放射能研究所等を基本に、組織面と活動面の両方から適切な評価単位を自己評価委員会が設定（以下「実施対象部局」という。）する。

### 2 実施形式・スケジュール

自己点検・評価は次の3段階で毎年行う。

- ・第一段階：理事・副学長及び事務担当課室からデータ収集・分析を行い、全学3機構や全学委員会等において点検・評価する。

（毎年6月末まで実施）

- ・第二段階：理事・副学長から自己点検・評価の領域毎に総括点検・評価を行い、その結果を「年次レポート」として自己評価委員会に提出する。

（毎年7月末まで提出）

- ・第三段階：自己評価委員会では各領域「年次レポート」に対する点検・評価を行い、その結果を役員会、教育研究評議会、経営協議会に報告する。

（毎年9月末まで評価、10～12月報告）

ただし、上記スケジュールと国立大学法人評価における実績報告書及び認証評価の自己評価書の作成スケジュールが重複する場合は、それらの業務負担等を考慮して決定する。

### 3 自己点検・評価の実施体制と項目

実施対象部局における教育、研究、組織・運営等に関する事項についての自己点検・評価は、担当理事・副学長、各学類長、環境放射能研究所長の責任の下に実施するものとする。また、自己点検・評価の項目は、実施対象部局の活動の理念や内容に応じ、評価に基づく改善を考慮に入れ、自己評価委員会において定めるものとする。具体的には、大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価における基準等に基づき定めることとする。

### 4 年次レポートへの記載内容

年次レポートは、自己点検・評価基準に合致した取組、特筆すべき取組・成果、今後の課題等と併せて、根拠資料・データに基づいた自己評価を記載するものとする。加えて、特に学類・環境放射能研究所については、活動内容がより理解できるよう、活動のイメージ図も作成するものとする。

## ◎留意事項

### 1) スケジュール

「2 実施形式・スケジュール」の但し書きにあるとおり、上記スケジュールと国立大学法人評価における実績報告書及び認証評価の自己評価書の作成スケジュール等が重複する場合は、それらの業務負担等を考慮してスケジュールを決定する。

本年度は、法人評価4年目終了時評価及び認証評価受審前年度ということもあり、基本方針で定められたスケジュールから後ろ倒しとなった。

### 2) 年次レポートへの記載内容

当該担当責任者の下で行ったすべての当該年度の取組みのうち、その内容から、認証評価基準に適合した取組み、特徴的な、優れた取組みや成果を抽出して点検・評価を行い、年次レポートへ記載している。そのため、本年次レポートは当該年度のすべての取組みを網羅するものではない。

## II. 令和元年度年次レポートの実施状況と評価総括

### 1. 自己点検・評価実施方針（ポイント）

令和元年度の各部局での取組みに対し、各担当責任者（理事・副学長、環境放射能研究所長）は担当する認証評価基準を活用して自己点検・評価を行い、各学類長は特に教育分野（領域2内部質保証、領域6教育課程・学習成果）の活動について自己点検・評価を行ったところであるが、令和3年1月19日開催第107回経営協議会における学外委員からの意見を踏まえ、大学として責任ある評価を行う観点により、従来各担当責任者（各理事・副学長、各学類長、環境放射能研究所長）の下で行った年次レポート（自己点検・評価）を踏まえ、令和元年度の主な取組みについて認証評価基準ごとに統一的にまとめ直し、総括（案）に記載することとした。以下に、その内容を記載する。

また、自己点検・評価を行うにあたっては、以下の観点により点検した。

- ・自己点検評価の基準（＝認証評価基準と本学独自基準）内容に即し、かつ本学の取組みがわかるレポートとなっているか。
- ・大学で行った取組みが、社会に対して資するものになっているか。
- ・特記すべきよい点はあるか。それはどのような点か。
- ・本学に今後期待される点、改善を要する点はあるか。それはどのような点か。

### 2. 自己点検・評価内容

#### (1) 領域1 基本組織

- 1\_基準1-1 組織目的 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること。

①福島大学の目的「東日本大震災と原発事故からの学びを活かし、『新たな地域社会の創造』に貢献できる“地域と共に歩む人材育成大学”として使命を果たすとともに、21世紀的課題先進地における中核的学術拠点を目指す」に照らし、学長のリーダーシップの下、大学院共生システム理工学研究科環境放射能学専攻（修士課程）を平成31年4月に設置する等、本学の教育研究上の基本組織が適切に構成されている。また、大学院共生システム理工学研究科環境放射能学専攻（博士後期課程）の令和3年4月設置に向け、

学生や企業へのアンケートを踏まえて定員を決定するなど、ステークホルダーの意見も取り入れて準備を進めている。

1. 2\_基準1-2 教員配置 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。

①福島県における農学系人材養成を望む声を受けて、「三位一体の改革」により設置した食農学類においては、教育課程に必要な専任教員を順次16名採用するなど、教育研究の体制を整え、教員が適切に配置されている。

1. 3\_基準1-3 運営体制 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

①「三位一体の改革」の「既存組織の見直し」により、本学既存4学類（人間発達文化学類、行政政策学類、経済経営学類、共生システム理工学類）は、コース制導入、夜間主コースの見直し等の組織改革を行った。また、各学類の教員会議において、教育活動に係る重要事項を審議するとともに、全学的見地からは、学長の下、教育研究評議会においても同様に重要事項を審議するなど、組織改革後においても、必要な運営体制が適切に整備され、機能している。

1. 4\_領域1 基本組織 総括

福島大学の目的に照らし、学長のリーダーシップの下行われた「三位一体の改革」により、既存組織の改編や新たな教育研究組織の設置などが実現されている。組織改編後においても、教育研究評議会、各学類教員会議など、教育研究活動に関する重要事項を審議する体制が整備され、新たに設置した食農学類では、必要な専任教員を順次採用し、大学設置基準等に照らして適切な配置となっている。上記のことから、大学の基本組織として、適切に整備されている。

(2) 領域2 内部質保証

2. 1\_基準2-1 質保証体制 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。

①「地域と共に歩む人材育成大学」として改革を促進した本学の教育の内部質保証体制として、教育理念として「問題解決を基盤とする教育」を掲げるとともに、新たな教育運営体制「教育推進機構」を設置し、教育の質向上のため、各学類・研究科の質保証実施要項の確認、教育推進機構人事・教育改革の進捗状況確認を行った。

②また、各学類においても、学類独自のFD組織整備のほか、コースごとのカリキュラムFD担当者配置、学類執行部・学類教務委員会・カリキュラムFD担当者の連携による教育の質保証活動等、実質的な取り組みを行っている。

2. 2\_基準2-2 質保証手順 内部質保証のための手順が明確に規定されていること。

①「教育推進機構」において、令和元年度からの教育改革「福島大学新教育制度2019（以下、「新教育制度」という。）」による内部質保証制度のPDSAサイクル（Plan→Do→Study→Action）及び機関別認証評価対応として、各学類・研究科の内部質保証実施要項を確認している。

②各学類・研究科で、策定した内部質保証実施要項において、全学FD研究会との連携、学類内部質保証体制の整備、方針、年間サイクルを定める等、手順を明確にしている。特

に、行政政策学類においては、学類ディプロマ・ポリシー（以下、「DP」という。）に則した能力伸長を図る指標として「学類 DP ルーブリック」運用を開始し、クラス担当教員がゼミ単位で学生と面談を行い、ルーブリックのチェックを行っている。

- ③ 教学 IR による修学効果を把握するため、教育推進機構高等教育企画室において策定した「学生等アンケート実施要項」により、直近3年間の卒業生アンケート、雇用者アンケートを実施した。実施したアンケートは、教育推進機構が統括し、分析の上、令和2年度の教育研究評議会において報告し、全学で情報を共有した。なお、卒業生アンケートの回答では、「情報教育科目」の重要性が指摘されており、全国的にも AI・データサイエンス教育のニーズが高まっていることから、新たにデータサイエンス教育科目群の創設を検討するなど、アンケート結果が教学マネジメントに活かされている。

## 2. 3\_基準2-3 質保証機能 内部質保証が有効に機能していること。

- ① 平成30年度実施の「学生生活実態調査」における回答より、性別を「その他」とした学生が一定数存在したことを受け、学生生活委員会委員長である教育・学生担当副学長を責任者としたWGを設置し、多様な性・性的マイノリティに関する基本理念とガイドラインを策定するとともに、WGにおいて包括的な課題の整理を行った。
- ② 平成28年度監事監査結果説明書における学生からの意見・要望を聞く機会を大学として多く設けた方が良く、との監事からの意見により、4年に1度の実施・分析であった学生生活実態調査を毎年実施・4年に1度の分析とした。このような学生全体からの意見聴取のほか、サークルリーダー研修会・交流会、学長と学生代表との懇談会を毎年実施し、直接の意見交換の場を設定している。また、留学生についても、イスラム圏の留学生について礼拝場所の確保を行うなど対応している。学生からの要望は、担当副学長、学生生活委員会等で検討し、可能な限り実現に努めている。
- ③ 令和元年度実施「進路に関するアンケート」における学生からの意見（低学年からの就職を意識した行動の推奨）により、低学年が受講するキャリア教育授業の中で、就職活動スケジュールやキャリア支援課の取組みについて説明した。
- ④ 全学 FD 研究会を開催し、基盤教育の各科目グループ及び学類専門教育の各分野において、各科目の DP ポイント配分の適切性、成績評価分布のバランスについて教員相互に点検した。また、学生に正しい授業計画情報を提供すべく、各学類及び教育推進機構による全科目のシラバス点検を実施した。教育改革メールマガジン「教育改革アリーナ」により、上記のような活動の情報提供や学内教員の優れた実践事例を紹介するなど、全教員に教育改革への意識向上を図るとともに、点検の積み重ねにより新教育制度開講科目の質の維持・向上を目指している。

## 2. 4\_基準2-4 適切性検証 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること。

- ① 行政政策学類においては、学位取得を明確にし、体系的学修を深化させるためのコース再編を令和元年度に行った。コース再編にあたっては、新入生アンケートや学生のコース選択意向調査等を踏まえ動向を把握し、志向の分析を行うとともに、演習担当者からの意見を踏まえ、教務委員会で検討した再編後のカリキュラムの課題を、将来構想検討

委員会でさらに検討し、改善を提示している。

2. 5\_基準2-5 教員の質 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること。

①全学FD研究会は、教員全員の参加を原則（欠席者には事後に個別FDを実施）とし、全学に共通する教育ツールの実施状況を点検・確認している。各学類・研究科については、内部質保証実施要項に基づく学類独自のFD活動を行っており、活動報告は教育推進機構でとりまとめ、毎年度のFD報告書として公開している。

2. 6\_領域2 内部質保証 総括

本学の教育研究活動の内部質保証を統括する「教育推進機構」が設置され、地域と共に歩む人材育成大学としての教育の質維持・向上のための体制を敷いている。また、各学類・研究科においては、教育推進機構が統括し、学類・研究科が策定した内部質保証実施要項に基づきアンケート等を実施し、学内外のステークホルダーから意見を聴取し、改善に繋げるなど内部質保証が有効に機能している。教員や教育補助者の質の維持・向上に向けた取組として、全学や学類独自のFDが実施され、点検と検討、改善を積み上げられている。今後も、それぞれの教育活動が学生の成長にどのような活かされているのかを継続して検証し、教育推進機構を中心として全学で課題を共有していく必要がある。

- (3) 領域3 管理運営

3. 1\_基準3-1 財務運営 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること。

①本学では、厳しい財政状況のもと、大学として真に必要な経費を精査の上、配分を行っている。令和元年度は、短期的には令和2年度予算編成に向け、中長期的には第4期中期目標期間以降の組織・事業の見直しに資するよう、支出予算の総点検と事業仕分けを行い、約1億円の物件費削減を実現した。そのほか、全体的な財務運営としては、目的積立金の活用など、予算編成上の工夫を行うことで教育研究への影響を抑制しているほか、機能強化の取組へ予算を重点的に配分している。

3. 2\_基準3-2 管理運営 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること。

①法令遵守に係る取組として、内部統制システムの整備・運用状況については、毎年度のPDCAサイクルを繰り返すことにより、適切な運営と改善を実施している。教育研究費の適正経理、研究不正防止、情報セキュリティ確保等について、各担当委員会等において体制や計画内容の見直しを行い、次年度計画の立案等に活用している。運用状況については、令和元年度の監事監査においても、「指摘すべき事項は認められない」と報告されている。

②法令遵守及び危機管理のための規則・規程が制定されているとともに、関係委員会等で対応を審議する体制が整備され、機能している。特に、危機管理については、福島大学危機管理規則に明確に規定され、新型コロナウイルス感染症対応のため「危機対策本部」を設置し、令和2年度前期授業期間の対応、各種学内行事への対応等、多岐に亘って検討した。

3. 3\_基準3-3 事務組織 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。

①事務組織の検証については、平成31年4月からの事務組織改編について検証の上、事務協議会において対応策の協議を行った結果、早急に事務組織の見直しが必要な状況ではないと判断し、継続することを確認した。

3. 4\_基準3-4 教職協働 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること。

①教員と事務職員の協働体制については、各種委員会規則や規程に定められた教員と職員の役割分担や連携体制により行われている。また、外部研修参加者への報告書作成義務により受講者の振り返り機会を設けたことや、SDポイント制度により特に若年層の研修参加への意識向上がみられるなど、職員の能力向上の取組が進められている。

3. 6\_基準3-6 情報公表 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること。

①国立大学法人法に定められた公表事項はもとより、毎月の定例記者会見や毎年度の研究・地域連携成果報告会等を通じた教育研究活動の積極的な広報、本学の教育研究活動の価値とコストを関連付けた資料である「財務レポート2019」の公表のほか、令和元年度は創立70周年記念事業として、記念誌「ことだま」の発刊、記念式典の開催や校友会設立、関連企画や行事に取り組むことで、教育研究活動状況の発信に努めている。

3. 7\_領域3 管理運営 総括

厳しい財政状況のもと、大学として真に必要な経費を精査の上、配分を行うとともに、財政の見通しを立てた上で、支出予算の総点検と事業仕分けを行い、約1億円の物件費削減を実現した。その他、機能強化の取組へ予算を重点的に配分するなど、メリハリのきいた財政運営を行っている。また、法令順守及び危機管理のために制定した規則・規程の下で対応する体制が整備されている。特に令和元年度は、コロナ対策のため設置した危機対策本部会議において、令和2年前期の授業について検討するなど、大学を運営していく上で重要な判断を行った。その他、法令対応の情報公表は適切に行うとともに、創立70周年記念事業による積極的な広報など、本学の教育研究活動状況の発信に努めている。

今後、財政の健全化・大学経営の安定化が重要な課題となってくる。現在行われている大学院改革による組織改編、それに向けた各部局への予算配分の在り方についても検証が必要である。

(4) 領域4 施設設備・学生支援

4. 1\_基準4-1 施設設備 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること。

①安全・安心な教育研究施設整備のため、金谷川キャンパス内施設の耐震改修を進めた結果、耐震化率は97%から99%に向上した。また、食農学類研究棟新築に伴い、外灯の増設を行うことで夜間の安全を確保するとともに、自動ドア、身障者用エレベーター及びトイレを整備することにより、バリアフリー対策を講じている。

②新教育制度を一層有効に機能させるため、BYOD環境整備の進んだ先行他大学を調査し

た。

③学類においても、学生談話室等の充実を図る等学生の自習環境を随時整えており、これらのスペースは自主学習空間として有効に機能している。

4. 2\_基準4-2 学生支援 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること。

①学生の生活、健康、進路に関する相談・助言体制として、その機能ごとの担当部署（アクセシビリティ支援室、学生総合相談室、保健管理センター、学生・留学生課、教務課）が設置されそれぞれに体制を整備しているが、連携することでより学生への支援を円滑にするため、これらの部署の合同ミーティングを毎月行い、課題改善に向けた検討を進めている。

②交換留学生や研究生に対しては、国際交流センターにおいて履修相談会（日英言語）を行うとともに、国際交流センター開講科目や各学生の興味に沿った科目の履修についての相談に対し、助言している。

③障がいのある学生への対応として、今後入学する可能性があること、即座に対応できるようにするため、定期的にノートテイク養成講座を開講した。

4. 3\_領域4 施設整備・学生支援 総括

耐震改修により耐震化率を高めるとともに、夜間の安全の確保、バリアフリー対策が講じられ、安全・安心な教育研究施設整備が進められている。また、BYOD環境整備の進んだ先行大学の調査を行うなど、新教育制度を一層有効に機能させるための検討が行われている。

学生の生活、健康、進路に関する相談・助言体制として、その機能ごとの担当部署が毎月合同ミーティングを開催し課題改善に向けた検討を行い、留学生への助言・指導、障がいのある学生への対応を行うなど、学生の学習環境整備、学生生活への支援が適切に行われている。

(5) 領域5 学生受入

5. 1\_基準5-1 アドミッション・ポリシー 学生受入方針が明確に定められていること。

①学類・大学院ともに、アドミッション・ポリシーは適切に定められており、本学ウェブサイトにて公開している。

5. 2\_基準5-2 入学者選抜 学生の受入が適切に実施されていること。

①令和元年度には、2021（令和3）年度福島大学入学者選抜の2年前予告を公表した後、大学入学共通テストの枠組みの変更に伴う変更点、推薦要件等について公表するなど、学生受入についての対応は適切に実施されている。

②一般入試においては、試験実施前には、出題者、調整者等の学内の委員が複数回点検を実施するとともに、入試終了後は直ちに福島県高校長協会へ依頼の上問題照合を実施することで、出題・採点のミス防止に努めている。

③入試問題管理については、出題者に対して、入試における秘密保持の重要性、原稿・データ等の管理方法、注意事項等を説明するとともに、入試問題の厳格な管理を行って

る。一般選抜（前期日程・後期日程）においては、入試実施本部に本部長（学長）、責任者（入試担当副学長）、事務責任者（事務局長）を置き、試験場本部には責任者（学類長）を置くなど、実施体制を整備している。

5. 3\_基準5-3 入学者数基準 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること。

①令和元年度における学士課程の入学者数は980人で入学定員の104%であり、適正な入学者数である。修士課程（博士前期課程）は78%、博士後期課程は50%である。

大学院の定員未充足問題に対して、大学全体としては、中・長期的な検討として大学院改革を進めているほか、学類長裁量経費の追加配分を各研究科に行うことで、定員未充足改善に向けた各研究科の取組みをバックアップした。

5. 4\_領域5 学生受入 総括

受入方針が適切に定められ、公開しており、入学者選抜においても、変更点等の事前予告を行うとともに、入試終了後福島県高校長協会との連携により出題・採点のミス防止に努めている。大学院定員未充足への対応については、中長期的な検討としての大学院改革の促進、各研究科の取組への学類長裁量経費追加配分によるバックアップを行っている。

(6) 領域6 教育課程 学習成果

6. 1\_ディプロマ・ポリシー 学位授与方針が具体的かつ明確であること。

①令和2年4月1日施行の大学院設置基準改正に向け、教育推進機構認証評価WGにおいて、各研究科に係る学位授与方針（DP）を含む3ポリシー内容及び学位論文審査基準の再点検を促した。

②各学類において、人材養成のための能力の観点を基に策定することで、具体的で明確な学位授与方針が定められているとともに、学修案内に掲載し、広く学生に周知している。

6. 2\_カリキュラム・ポリシー 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること。

①各学類において、学類DPに則した学類カリキュラム・ポリシー（以下、「CP」という。）を定め、CPに沿って基盤教育、専門基礎教育、専門教育を体系的に配置し、教育課程の編成方針を学修案内に掲載し、広く学生に周知している。

6. 3\_教育課程編成 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること。

①各学類において、教育課程の体系性を示す重要な情報である「カリキュラムマップ」を策定した。また、令和元年度の専門科目のシラバスを点検し、成績評価の基準との相互関係、授業以外の学習に対する指示等を確認することにより、教育課程における各科目の水準を確認している。

6. 4\_学習指導法 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。

①各学類において、「新教育制度」と、学類・研究科内部質保証実施要項に基づき、カリキュラムFD担当者等により、シラバスに記載している項目（授業概要、ねらい、授業方法、授業計画との整合性、授業改善・工夫）を点検し、適切な授業形態、学習指導方法が記載されていることを確認している。

- ②「三位一体の改革」により、令和元年度から人文社会学群夜間主コースを改組し、行政政策学類夜間主（社会人教育）として位置づけた。教育の質保証の観点から、放送大学を活用した柔軟なカリキュラムの編成を行った。
6. 5\_履修指導 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること。
- ①「新教育制度」において、学生一人一人の学習成果を把握するため、「DP についてのルーブリックに基づく数値目標」「自身が設定する定性目標」、「目標に対する自己評価」を入力して使用する「ラーニング・ポートフォリオ（以下、「L ポートフォリオ」という。）」を活用している。また、L ポートフォリオは、 Semester 末に指導教員による面談で助言・支援を行うシステムである。また、高等教育企画室 WEB ページにおいて、L ポートフォリオの活用事例等を掲載する等、学内で情報共有を図っている。
- ②初年次教育で開設した「スタートアップ・セミナー」、「問題探究セミナーⅠ」を支援する教材として、基本的な学びの技法（アカデミック・スキルズ）を解説した「アカデミック・スキルズハンドブック」を導入し、初年次教育の充実を図っている。
- ③日本語が流ちょうではない大学院正規留学生等の履修指導を、専任教員を採用して学生のニーズに合わせて実施することで、適切な学習環境の提供を行った。
- ④各学類における特色ある履修指導・支援として、入学時履修ガイダンスの実施、Semester 単位でアドバイザー教員による面談により特別な指導が必要な学生には教務委員・学生生活委員からの指導、学類後援会の協力のもと学校ボランティア支援室相談員による教員志望学生への助言・指導・現場経験の機会提供等、DP に則した対応が行われている。
6. 6\_成績評価 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。
- ①各学類・研究科の CP に則して、「新教育制度」と学類・研究科内部質保証実施要項に基づき、教務委員会・FD 担当者等によるシラバス点検、成績分布の検証を行い、各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることを組織的に確認している。併せて、シラバスにおける成績評価の方法と成績評価の基準の公開に基づいた不服申し立て制度の手続きを定めている。
- ②全学 FD 研究会において、どのような成績評価方法を採用しているか等の意見交換も含め、成績分布を確認するとともに、厳格かつ客観的な成績評価のために、成績評価方法、成績評価基準の項目を、「シラバス作成要領」に則してシラバスの項目に設けている。併せて、各学類においても、シラバス記載内容について共通理解を図り、シラバス点検を行っている。その結果、新カリキュラムにおいては、最高評価の成績評価割合が減少している。
6. 7\_卒業判定 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること。
- ①「新教育制度」の学類学修案内、大学院学修案内及び見直しを行った大学院学位論文審査基準等をウェブサイト公開した。これにより、新教育制度による新カリキュラム学生及び大学院学生が卒業・修了に必要な要件を随時確認できる環境を整備した。なお、

単位認定、成績評価結果に係る不服申し立て制度については従来から前期・後期試験期間中に学生に周知して対応している。また、学生の卒業・修了判定については、従来から各学類教員会議・研究科委員会において所属教員全員により審議・承認する手続きを取っている。

#### 6. 8\_学習成果 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること。

①新教育制度では、教学 IR の全体把握の中で全学アンケートを実施することから、教育推進機構高等教育企画室において「学生等アンケート実施要項」を策定し、これに基づき直近3年間の卒業生アンケート、雇用者アンケートを実施した。その結果、学士課程卒業生は「情報収集力」や「規律性」、「地域課題への関心」といった事項を学習成果として高く評価し、大学院修了者は「自ら学修する習慣」や「大学で学んだ専門知識」等を高く評価していることがわかった。卒業生・修了生の雇用先からは、「多角的・総合的な志向」、「コミュニケーション力」、「自ら人間関係をつくる力」等が高く評価されていることがわかった。本学の卒業生・修了生が上記のような汎用的な知識・技能、態度を身につけていること、その有用性が社会に出て活躍する中で実感されたり他者から評価されたりしていることが明らかとなった。

#### 6. 9\_領域6 学習成果 総括

DPについては、各学類・研究科とも人材養成のための能力の観点をもとに策定されており、DPに則してCPが定められ基盤教育、専門基礎教育、専門教育を体系的に配置している。DPやCPに則して適切な授業形態、学習指導方法が行われており、特に令和元年度に改組した行政政策学類夜間主では、教育の質保証の観点から放送大学を活用した柔軟なカリキュラムの編成を行った。

また、DPについてのルーブリックに基づく数値目標、目標に対する自己評価等を入力して使用するLポートフォリオの指導教員と学生の面談への活用、初年次教育科目を支援する教材「アカデミック・スキルズハンドブック」の導入、専任教員による留学生のニーズにあわせた履修指導、各学類における特色ある履修指導が行われている。教育推進機構高等教育企画室におけるアンケート調査においては、卒業生アンケート、雇用者アンケートからの評価により、本学の卒業生・修了生が上記のような汎用的な知識・技能、態度を身につけていること、その有用性が社会に出て活躍する中で実感されたり、他者から評価されたりしていることが明らかとなり、本学のDPに則した学習成果となっていることが窺える。

今後も、本学の教育理念「問題解決を基盤とする教育」の下、問題解決型教育の促進状況、DPに則した学生の能力獲得の状況についても継続した検証が必要である。

### (7) (本学独自) 領域7 研究活動 地域貢献

#### 7. 1\_研究活動

①研究支援体制として、若手研究者については、研究内容の共有や課題解決のために研究交流会を3回開催するとともに、女性研究者等については、ライフイベントと研究活動の両立を図るため、引き続き研究支援員制度を運用した。

- ②企業、他大学への研究開発支援のため、本学が所有する最先端研究設備を学外に貸し出しており、令和元年度は最先端の香り分析装置の外部利用を開始し、平成 30 年度からの使用料収入は 900 万円を超えた。
- ③研究の質の向上に関する取組として、本学の強みとなる研究分野を、重点研究分野「foR-A プロジェクト」(単年度)として 3 件を指定し、研究の加速に向け支援を行った(参考: foR-F プロジェクト(3年間) 2 件は、平成 30 年度から継続指定)。また、学内競争的研究資金及び基金を活用した助成制度(学術振興基金助成事業)について、申請額に対する助成率の向上等を目的に制度見直しを行った。
- ④研究成果発信として、2 回の研究・地域連携成果報告会を開催し、2 回合わせて 300 名を超える参加者へ本学の研究活動等の成果を報告した。
- ⑤科研費セミナーを 3 回開催するとともに、URA、研究振興課スタッフによる研究計画調査全件チェックなど、科研費獲得を目指す取り組みを行った。
- ⑥産学官金の知的・人的ネットワークを活用してさらに連携体制を強固なものにし、共同研究や受託研究に繋げることを目的に、産学官金連携協力会組織「福島大学絆会」を令和元年 10 月に設立した。
- ⑦これら研究推進に係る取組の結果、令和元年度は平成 30 年度より共同研究、受託研究が増加した(件数 117%、金額 188%への増加)。また、研究活動における論文等の業績数については、令和元年度は、論文数で前年度(平成 30 年度)を若干下回ったが、ほぼ同数で推移しており、順調に成果が創出されている。併せて、主な外部資金の獲得として、令和元年度科学研究費(特別研究員奨励費、研究成果公開促進費を含む)は、新規申請 104 件、採択(継続含む) 87 件、直接経費 119,700 千円、間接経費 35,910 千円である。第 2 期の採択数平均(89 件)、前年度採択数(94 件)を下回った。
- ⑧環境放射能研究所(以下、「IER」という。)においては、海外 2 機関(ロシア連邦科学高等教育省連邦国家予算機関ロシア農業放射線生態学研究所(RIAE)、ロシア科学アカデミー原子力安全研究所(IBRAE RAN)と新たに協定を結んだ。
- ⑨IER における地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(通称 SATREPS)のチェルノブイリ環境管理支援プロジェクトでは、令和元年 5 月にウクライナ国から UIAR(ウクライナ農業放射線研究所)関係者を迎え国際シンポジウムを開催、10 月には JST 中間評価の一部として、ウクライナ現地調査実施、令和元年 10 月~令和 2 年 2 月まで 8 名がチェルノブイリで調査・研究を行うなど、積極的な活動を行った。
- ⑩IER において、ロシア・ベルギーとの二国間交流事業においてキックオフミーティング開催に合わせ、日本学術振興会との共同研究セミナーを令和元年 5 月に開催した。本事業の枠組みで、本学研究者がロシアに渡航し現地調査を進め、10 月にはロシア・ベルギーから共同研究者が福島県内での調査研究を実施した。
- ⑪福島大学イノベーション・コースト構想「国際教育研究拠点」に係る復興庁有識者会議ヒアリングにおいて、学長が同拠点への積極的な参画を表明している。

## 7. 2\_地域連携(貢献)

- ①社会で活躍できる人材の育成に貢献するため、公開講座 23 講座(のべ受講者数 240 名)、

公開授業 22 科目（のべ受講者数 49 名）を開催した。また、小中学生の体験活動を支援する目的で、地域社会連携事業 11 事業（のべ参加者数 1,093 名）を開催した。なお、成果を図るためのアンケートは実施したが、追跡調査の方法について課題が残る。

- ②福島県からの受託事業として「森林自己学習支援事業」（5 団体参加）及び「リーディング起業家創出事業」の中の「未来の起業家育成事業」（参加者 69 名より 9 名を選考、うち 8 名が実地研修へ参加）を、いずれも県内の高等教育機関の学生を対象として実施するなど、地域貢献に資する活動を行った。
- ③未来への視野を広げるとともに、県内企業への理解を深める機会として、ワンデイ型インターンシップ（プレ・インターンシップ）を実施し、県内企業 29 社に食農学類一期生も含め 1 年生の約 6 割にあたる 600 名が参加した。
- ④福島県と連携して復興支援委託事業であるアーカイブ拠点準備事業、相双地域支援サテライト事業を実施した。その結果、地方自治体等との連携をさらに深め、復興支援活動を一層発展させた。なお、相双地域支援サテライト事業については、学内教員との連携強化に課題が残る。

#### 7. 3\_（本学独自）領域 7 研究活動 地域貢献 総括

研究活動については、若手研究者の研究交流会開催やライフイベントと研究活動の両立を図るための研究支援員制度の運用、科研費セミナーの開催や URA、研究振興課スタッフによる研究計画調書全件チェック等の支援、共同研究や受託研究に繋げることを目的とした産学官金連携協力会組織「福島大学絆会」の設立等により、科研費獲得を目指す取り組みを行った。

その結果、令和元年度は平成 30 年度より共同研究、受託研究が増加するとともに、研究活動における論文等の業績数については、論文数で前年度を若干下回ったが、ほぼ同数で推移しており、順調に成果が創出されている。併せて、科学研究費の採択（継続含む）は、第 2 期の採択数平均、前年度採択数を下回った。IER における環境放射能分野の研究についても、SATREPS のチェルノブイリ環境管理支援プロジェクトにおける UIRA との国際シンポジウム開催、JST 中間評価としてのウクライナ現地調査実施、チェルノブイリで調査・研究、ロシア・ベルギーとの二国間交流事業による日本学術振興会との共同研究セミナーや現地調査を行うなど、積極的な活動を行った。その他、復興活動の一環として、福島大学イノベーション・コースト構想「国際教育研究拠点」に係る復興庁有識者会議ヒアリングにおいて、学長が同拠点への積極的な参画を表明している。

教育組織を学類、研究組織を学系に分けて研究を行っている本学では、より研究を実質的にするため、令和元年度に学系を再編したが、より教育との連携を行うための検証が今後必要である。また、外部資金の獲得は、本学の財政改善及び本学の強みを打ち出すための戦略的な研究分野の育成のため、今後も継続して獲得すべきである。

地域連携においては、従来から行っている公開講座、公開授業、地域社会連携事業を展開し、アンケート調査を行うとともに、福島県からの受託事業「森林自己学習支援事業」及び「リーディング起業家創出事業」の中の「未来の起業家育成事業」を、県内高等教育機関の学生を対象として実施するなど、地域貢献に資する活動を行った。また、福島県と連携した復興支援委託事業であるアーカイブ拠点準備事業、相双地域支援サテライト事業を実施した。なお、地

域社会連携事業でのアンケート追跡調査、相双地域支援サテライト事業については、学内教員との連携強化の課題がある。併せて、震災・原発事故からの影響を復興活動により得られた知見を地域貢献活動等において地域に還元し、復興について発信し続けていくことが今後も重要である。

### 3. 総括と今後の課題

震災・原発事故の影響が長期化し、将来の日本が迎える課題（21世紀的課題）先進地域に設置される国立大学として、学長のリーダーシップの下、「三位一体の改革」（①農学系教育研究組織設置、②既存組織の見直し、③入試改革を含む教育改革）を柱に取り組んだ令和元年度の本学の活動について、教育、研究、地域貢献の各分野において、各理事・副学長、各学類長、環境放射能研究所長の下での取組内容、根拠資料等から、認証評価基準を活用した自己点検・評価基準（研究活動・地域貢献については本学独自基準）に則した取り組みがされている。その一方で、外部評価に代えて行われた経営協議会学外委員からの意見聴取からも明らかとなった、①大学の今後の方向性等の学内での共通認識、②自己点検・評価の在り方の再検討、③計画から改善までのPDCAサイクルの意識強化、④教育の内部質保証の在り方の検証、⑤教育と研究の連携及び外部資金獲得の在り方、⑥震災復興の知見の地域貢献活動での地域への還元、⑦大学財政の健全化・大学運営の安定化、についても検討する必要がある。

これらの課題については今後全学などで共有・検証と対応状況のフォローアップを行うとともに、制度の改善を重ねることで教育・研究活動の質の向上に資するものとし、成果が地域へ還元できるものとなることを期待する。